2024 年版

一問一答 問題集

~サンプル版~

TOKYO JOE

≪目次≫

宅建業	送 法		第 15 章	質権・先取特権・留置権112
			第 16 章	売買契約112
第1章	総論	1	第 17 章	賃貸借契約、借地借家法114
第2章	宅建業の免許制度	2	第 18 章	その他の契約131
第3章	宅地建物取引士	10	第 19 章	不法行為、不当利得137
第4章	営業保証金・保証協会	18	第 20 章	相続140
第5章	事務所等に関する規制	25	第 21 章	物権変動146
第6章	宅建業者の業務上の規制	31	第 22 章	区分所有法149
第7章	売買・交換の媒介・代理契約に関する	規	第 23 章	不動産登記法153
制		35		↑ ○ 本川 7月
第8章	重要事項説明書(35条書面)の交付及	び	法 市工	の制限
説明義務	у Ј	39	第1章	都市計画法158
第9章	37 条書面	45	第2章	建築基準法169
第 10 章	宅建業者が自ら売主として売買する場	<u> </u>	第3章	国土利用計画法181
合の8種	重規制	48	第4章	農地法185
第 11 章	住宅瑕疵担保履行法	60	第5章	土地区画整理法188
第 12 章	媒介・代理に関する報酬額の制限	62	第6章	盛土規制法 (宅地造成及び特定盛土等規制法)
<i>bb</i> 40 -b	er ha ta ti manat			
第 13 章	監督処分・罰則	66	•••••	
第 13 章 権利 関			 税その	
権利関	写 係	;	税その)他
権利関 第1章	写係 民法総論	71	税その 第1章)他 地方税196
権利以 第1章 第2章	写係 民法総論 権利主体である人の各能力	71 71	税その 第1章 第2章)他 地方税
権利関 第1章 第2章 第3章	関係 民法総論 権利主体である人の各能力 問題のある意思表示	71 71 72	税その 第1章 第2章 第3章	地方稅 196 国税 199 価格評定 206
権利以 第1章 第2章 第3章 第4章	写係 民法総論権利主体である人の各能力問題のある意思表示	71 71 72 75	税その 第1章 第2章 第3章 第4章	地方稅 196 国稅 199 価格評定 206 住宅金融支援機構 211
権利 関第1章第2章第3章第4章第5章	写係 民法総論	71 71 72 75 80	税その 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章	地方稅196国稅199価格評定206住宅金融支援機構211景品表示法213
権利 第1章 第2章章章 第4章章 第6章	写係 民法総論 維利主体である人の各能力 問題のある意思表示 代理 時効 債務不履行に基づく損害賠償請求・解	71 71 72 75 80	税 その 第1章 第2章 章章 章章 章章 章章	地方稅 196 国稅 199 価格評定 206 住宅金融支援機構 211 景品表示法 213 土地 217
権利 第 第 第 第 第 第 6 6	写係 民法総論 維利主体である人の各能力 問題のある意思表示 代理 時効 債務不履行に基づく損害賠償請求・解	71 71 72 75 80	税 その 第1章 第2章 章章 章章 章章 章章	地方稅196国稅199価格評定206住宅金融支援機構211景品表示法213
権利 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8	関係 民法総論 権利主体である人の各能力問題のある意思表示 代理 時効 債務不履行に基づく損害賠償請求・解 契約不適合責任	71 71 72 75 80 84 88	税 その 第1章 第2章 章章 章章 章章 章章	地方稅 196 国稅 199 価格評定 206 住宅金融支援機構 211 景品表示法 213 土地 217
権利 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	写係 民法総論 権利主体である人の各能力 問題のある意思表示 代理 時効 債務不履行に基づく損害賠償請求・解 契約不適合責任 危険負担	71 71 72 75 80 84 88 91	税 その 第1章 第2章 章章 章章 章章 章章	地方稅 196 国稅 199 価格評定 206 住宅金融支援機構 211 景品表示法 213 土地 217
権 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 9 8 9 8 9	写係 民法総論 権利主体である人の各能力 問題のある意思表示 代理 時効 債務不履行に基づく損害賠償請求・解 契約不適合責任 危険負担 債権の消滅	71 71 72 75 80 84 88 91 92	税 (地方稅 196 国稅 199 価格評定 206 住宅金融支援機構 211 景品表示法 213 土地 217
権 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 9 10 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	写係 民法総論 権利主体である人の各能力 問題のある意思表示 代理 時効 債務不履行に基づく損害賠償請求・解 契約不適合責任 危険負担 危険負担 債権の消滅 債権譲渡	71 71 72 75 80 84 88 91 92 95	税 6 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	地方稅 196 国稅 199 価格評定 206 住宅金融支援機構 211 景品表示法 213 土地 217 建物 218
権 第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 1 1 1 1 1	写係 民法総論 権利主体である人の各能力 問題のある意思表示 代理 時効 債務不履行に基づく損害賠償請求・解 契約不適合責任 危険負担 債権の消滅 債権譲渡 連帯債務、保証債務	71 71 72 75 80 84 88 91 92 95 97	税 そ 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	地方税 196 国税 199 価格評定 206 住宅金融支援機構 211 景品表示法 213 土地 217 建物 218
権 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第章章章章章章章章章章章章章章章章章	写係 民法総論 権利主体である人の各能力 問題のある意思表示 代理 時効 債務不履行に基づく損害賠償請求・解 契約不適合責任 危険負担 危険負担 債権 連帯債務、保証債務 相隣関係、共有	71 71 72 75 80 84 88 91 92 95 97	税 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 章	地方税 196 国税 199 価格評定 206 住宅金融支援機構 211 景品表示法 213 土地 217 建物 218 題集は過去の本試験の問題を一問一答形式に編集 ます(法改正等に基づき、一部改題しています)。
権 第第第第第除第第第第第第第第第第第第第第章章章章章章章章章章章章章章章章章章	写係 民法総論 権利主体である人の各能力 問題のある意思表示 代理 時効 債務不履行に基づく損害賠償請求・解 契約不適合責任 危険負担 債権の消滅 連帯債務、保証債務 相隣関係、共有 地上権・地役権	71 71 72 75 80 84 88 91 92 95 97 102 105	税 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 本 で 試 機 本 で 試 機 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	地方税 196 国税 199 価格評定 206 住宅金融支援機構 211 景品表示法 213 土地 217 建物 218 題集は過去の本試験の問題を一問一答形式に編集 ます(法改正等に基づき、一部改題しています)。 の問題については、一般財団法人不動産適正取引推

宅建業法

第1章 総論

※ 年度の表記は、平成の場合は数字のみ、令和の場合は R を付している。

●規制対象となる「宅地建物取引業」とは

また令和2年の場合、2回目の試験はR2'として表示している。

。「宅地」の意義:

問題	年	問題	解答	
番号	度	四咫		
1	27	都市計画法に規定する工業専用地域内の土地で、	「宅地」とは、建物の敷地に供される土地をいう	
		建築資材置き場の用に供されているものは、宅地	が、用途地域内の土地については、建物の敷地に供	
		建物取引業法第2条第1号に規定する宅地に該当	されるか否かにかかわらず、原則として宅地に該	
		する。	当する。本問の土地も、建物の敷地ではなく建築資	
			材置き場に利用されているものの、用途地域であ	O
			る工業専用地域内にあるため、宅地に該当する。よ	
			って本問は正しい。なお、用途地域や工業専用地域	
			については、都市計画法において詳しく学習する。	
2	27	都市計画法に規定する用途地域外の土地で、倉庫	「宅地」とは、建物の敷地に供される土地をいうと	
		の用に供されているものは、宅地建物取引業法第2	ころ、ここでいう「建物」とは住宅に限定されず、	
		条第1号に規定する宅地に該当しない。	倉庫なども含む。よって、本問の土地は、用途地域	X
			の内外にかかわらず、宅地に該当する。	

○「建物」の意義:

3	R1	宅地建物取引業とは、宅地又は建物の売買等をす	建物の一部を対象とする場合も、その売買の代理	
		る行為で業として行うものをいうが、建物の一部	を業として行う場合は、宅地建物取引業に当たる。	
		の売買の代理を業として行う行為は、宅地建物取		
		引業に当たらない。		

○「取引」の意義:

4	30	B 社は、所有するビルの一部にコンビニエンスス	B 社は、契約当事者としてビルの一部について自	
		トアや食堂など複数のテナントの出店を募集し、	ら貸借を行うため、その行為は宅地建物取引業に	
		その募集広告を自社のホームページに掲載したほ	おける「取引」に該当せず、免許は不要である。	×
		か、多数の事業者に案内を行った結果、出店事業者		^
		が決まった。B社の行為には、宅地建物取引業の免		
		許を要する業務が含まれる。		
5	22	他人の所有する複数の建物を借り上げ、その建物	他人の所有する建物を借り上げ、転貸する場合も、	
		を自ら貸主として不特定多数の者に反復継続して	契約当事者として自ら貸借していることに変わり	×
		転貸する場合は、免許が必要となるが、自ら所有す	なく、宅地建物取引業における「取引」に該当しな	^
		る建物を貸借する場合は、免許を必要としない。	いため、免許は不要である。	

○ 「業」(業務性) の意義:

6	26	宅地建物取引業者Cが、Dを代理して、Dの所有	D は、契約当事者として売買を行っており、その	
		するマンション(30戸)を不特定多数の者に反復	行為は「取引」に該当し、また不特定多数の者に反	
		継続して分譲する場合、D は免許を受ける必要は	復継続して分譲するため、業務性も認められる。従	×
		ない。	って、Dの行為は「宅地建物取引業」に該当し、免	
			許が必要である。	
7	22	破産管財人が、破産財団の換価のために自ら売主	確かに、破産管財人の行為には、業務性が認められ	
		となり、宅地又は建物の売却を反復継続して行う	ないので、破産管財人は免許を必要としない。しか	
		場合において、その媒介を業として営む者は、免許	し、破産管財人の取引の媒介を業として営む媒介	X
		を必要としない。	人は、かかる媒介行為に業務性が認められるため、	
			免許が必要である。	

第2章 宅建業の免許制度

第1 免許権者

● 免許権者の分類基準

●事務所の意義

8	19	甲県に本店を、乙県に支店をそれぞれ有する A 社	本店は宅建業を営まなくても「事務所」に該当す	
		が、乙県の支店でのみ宅地建物取引業を営もうと	る。従って、事務所が 2 以上の都道府県に設置さ	~
		するときは、A社は、乙県知事の免許を受けなけれ	れるので、免許権者は国土交通大臣であり、国土交	^
		ばならない。	通大臣の免許を受けなければならない。	

第2 免許が受けられなくなる欠格事由

● 欠格事由

(1) 破産

9	22	法人 A の役員のうちに、破産手続開始の決定がな	法人の役員に、破産手続開始の決定を受け、かつ復	
		された後、復権を得てから 5 年を経過しない者が	権を得ていない者がいる場合、その法人は免許を	
		いる場合、Aは、免許を受けることができない。	受けることができない。逆に言えば、当該役員が復	~
			権を得ている場合は免許を受けることができ、復	^
			権から 5 年の経過を待つ必要はない。よって、本	
			問は誤りである。	

(2) 過去の免許取消処分等

10	19	宅地建物取引業者 C 社が業務停止処分に違反した	特定の理由に基づき免許を取り消された場合、5年	
		として、免許を取り消され、その取消しの日から5	間は免許を受けることができない。特定の理由と	\bigcirc
		年を経過していない場合、C 社は免許を受けるこ	は、①不正の手段により免許を受けたこと、②業務	0
		とができない。	停止事由に該当し、その情状が特に重いこと、③業	

			務停止処分に違反したことである。本問では、業務	
			停止処分への違反を理由に免許を取り消されてい	
			るので、欠格事由に該当する。よって、正しい。	
11	27	H 社の取締役 I が、暴力団員による不当な行為の	本問では、H 社は役員に暴力団員がいたことから	
		防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当す	その免許を取り消されたが、その後、当該役員が退	
		ることが判明し、宅地建物取引業法第66条第1項	任したことから再度免許の申請をしようとしてい	
		第3号の規定に該当することにより、H社の免許	る。ここで、特定の理由に基づき免許を取り消され	
		は取り消された。その後、」は退任したが、当該取	た場合、5年間は免許を受けることができない。特	
		消しの日から 5 年を経過しなければ、H 社は免許	定の理由とは、①不正の手段により免許を受けた	X
		を受けることができない。	こと、②業務停止事由に該当し、その情状が特に重	
			いこと、③業務停止処分に違反したことである。本	
			問における役員に暴力団員がいたとの免許取消理	
			由は、上記の①~③に該当しない。よって、5年の	
			経過を待たず、H 社は免許を受けることができる。	
12	18	B 社は不正の手段により免許を取得したとして甲	不正の手段により免許を取得したとして免許を取	
		県知事から免許を取り消されたが、B社の取締役C	り消された場合、5年間は免許を受けることができ	
		は、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の	ない。そして、公示日の前60日以内にその宅建業	
		日の30日前にB社の取締役を退任した。B社の免	者の役員であった者は、当該宅建業者と同様に、当	0
		許取消の日から 5 年を経過していない場合、C は	該宅建業者の免許取消の日から 5 年を経過するま	
		免許を受けることができない。	では免許を受けることができない。	
13	21	宅地建物取引業者 C は、業務停止処分の聴聞の期	ひっかけ問題である。問題文をよく読むと、「業務	
		日及び場所が公示された日から当該処分をする日	停止処分の聴聞の期日及び場所が公示された日」	
		又は当該処分をしないことを決定する日までの間	とある。仮に、「業務停止処分」ではなく免許取消	
		に、相当の理由なく廃業の届出を行った。この場	処分との記載であれば、取消処分事由によっては	
		合、C は、当該届出の日から 5 年を経過しなけれ	免許の欠格事由に該当する。しかし、「業務停止処	×
		ば、免許を受けることができない。	分」では免許の欠格事由には該当してこないため、	
			相当の理由なく廃業の届出を行った場合でも、免	
			許の欠格事由とはならない。	
14	27	A 社は、不正の手段により免許を取得したことに	記述のとおり。	
		よる免許の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が		
		公示された日から当該処分がなされるまでの間		
		に、合併により消滅したが、合併に相当の理由がな		
		かった。この場合においては、当該公示の日の 50		0
		日前にA社の取締役を退任したBは、当該消滅の		
		日から 5 年を経過しなければ、免許を受けること		
		ができない。		

(3) 犯罪

15	27	C 社の政令で定める使用人 D は、刑法第 234 条 (威力業務妨害)の罪により、懲役 1 年、刑の全部の執行猶予 2 年の刑に処せられた後、C 社を退任し、新たに E 社の政令で定める使用人に就任した。この場合において E 社が免許を申請しても、Dの執行猶予期間が満了していなければ、E 社は免許を受けることができない。	法人の政令で定める使用人に、懲役刑に処せられた者がいる場合、その懲役刑の執行が終了した日等から5年を経過するまで又は執行猶予期間が満了するまで、その法人は免許を受けることができない。	0
16	24	免許を受けようとする A 社に、刑法第 204 条(傷害)の罪により懲役 1 年(刑の全部の執行猶予 2年)の刑に処せられ、その刑の執行猶予期間を満了した者が役員として在籍している場合、その満了の日から 5 年を経過していなくとも A 社は免許を受けることができる。	執行猶予期間が満了している場合は、欠格事由に 該当せず、直ちに免許を受けることができる。	0
17	18	D社の取締役が、刑法第159条(私文書偽造)の罪を犯し、地方裁判所で懲役2年の判決を言い渡されたが、この判決に対して高等裁判所に控訴して現在裁判が係属中である。この場合、D社は免許を受けることができない。	法人の取締役が懲役刑に処せられた場合、その法人は、刑の執行が終了した日から 5 年間は免許を受けることができない。しかし、高等裁判所へ控訴又は最高裁判所へ上告し、まだ裁判が係属中である間は、裁判が確定しておらず、欠格事由に該当しないため、免許を受けることができる。	×
18	21	宅地建物取引業法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた取締役がいる法人 B は、その刑の執行が終わった日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。	宅建業法違反による罰金刑は欠格事由に該当す る。	0
19	23	E 社の役員のうちに、刑法第 246 条の詐欺罪により罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から 5 年を経過しない者がいる場合、E 社は免許を受けることができない。	詐欺罪による罰金刑は欠格事由に該当しない。	×
20	R1	免許を受けようとする法人の代表取締役が、刑法 第231条 (侮辱) の罪により拘留の刑に処せられ、 その刑の執行が終わった日から 5 年を経過してい ない場合、当該法人は免許を受けることができな い。	刑罰が「拘留」の場合は、欠格事由に該当しない。	×

(4) 暴力団員

(5) 宅建業に関する不正等

21	25	宅地建物取引業に関レ不正又は不誠実な行為をす	記述のとおり。	
		るおそれが明らかな者は、宅地建物取引業法の規		
		定に違反し罰金の刑に処せられていなくても、免		U
		許を受けることができない。		

(6) 関係者に問題がある場合

22	21	宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の	未成年者が、成年者と同一の行為能力を有する場	
		行為能力を有する未成年者 D は、その法定代理人	合は、本人の資質において免許を受けることがで	
		が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わ	き、法定代理人の欠格事由の有無は問題とならな	×
		った日から 5 年を経過しなければ、免許を受ける	V 30	
		ことができない。		
23	25	免許を受けようとする法人の政令で定める使用人	法人の役員だけでなく、政令で定める使用人につ	
		が、覚せい剤取締法違反により懲役刑に処せられ、	いても、欠格事由が存在する場合は、当該法人は免	
		その刑の執行を終わった日から 5 年を経過してい	許を受けることはできない。	×
		ない場合、当該使用人が取締役に就任していなけ		
		れば当該法人は免許を受けることができる。		
24	24	免許を受けようとするB社に、刑法206条(現場	現場助勢罪による罰金刑は欠格事由に該当する。	
		助勢)の罪により罰金の刑に処せられた者が非常	そして、法人の役員に、欠格事由が認められると、	
		勤役員として在籍している場合、その刑の執行が	在籍先の法人も免許を受けることができないが、	×
		終わってから 5 年を経過していなくとも、B 社は	ここでいう法人の役員には非常勤の役員も含まれ	
		免許を受けることができる。	る。よって、B社は免許を受けることはできない。	

第3 免許の有効期間と更新

25	23	宅地建物取引業を営もうとする者が、国土交通大	免許の有効期間は、いずれも5年。	
		臣又は都道府県知事から免許を受けた場合、その		
		有効期間は、国土交通大臣から免許を受けたとき		×
		は 5 年、都道府県知事から免許を受けたときは 3		
		年である。		
26	21	免許の更新を受けようとする宅地建物取引業者 B	免許更新の申請は、免許の有効期間満了日の90日	
		は、免許の有効期間満了の日の 2 週間前までに、	前から30日前までにしなければならない。	×
		免許申請書を提出しなければならない。		
27	29	宅地建物取引業者 A は、免許の更新を申請したが、	期限通りに免許の更新を申請したにもかかわら	
		免許権者である甲県知事の申請に対する処分がな	ず、免許の有効期間満了日までに、その申請につい	
		されないまま、免許の有効期間が満了した。この場	て処分がなされないときは、その処分がなされる	×
		合、A は、当該処分がなされるまで、宅地建物取引	まで従前の免許が効力を有し、宅建業を引き続き	
		業を営むことができない。	営むことができる。	

第4 事後の変更

● 免許換え

28	20	A社(国土交通大臣免許)は、甲県に本店、乙県に	記述のとおり。	
		支店を設置している。Aは、乙県の支店を廃止し、		
		本店を含むすべての事務所を甲県内にのみ設置し		0
		て事業を営むこととした場合、甲県知事へ免許換		
		えの申請をしなければならない。		
29	25	甲県に事務所を設置する宅地建物取引業者(甲県	免許換えは、事務所の増設等により、免許権者が異	
		知事免許) が、乙県所在の物件を取引する場合、国	なることになった場合に必要となる。本問では、単	
		土交通大臣へ免許換えの申請をしなければならな	に乙県所在の物件を取引するのみであり、事務所	×
		γ ₂ °	の増設等は発生しておらず、免許権者の変更はな	
			いため、免許換えは必要ない。	
30	21	宅地建物取引業者 D (丙県知事免許) は、丁県内で	D が丙県知事免許を受けているということは、D	
		一団の建物の分譲を行う案内所を設置し、当該案	の事務所は、丙県のみに設置されている。仮に、丁	
		内所において建物の売買契約を締結する場合、国	県に事務所を設置することになると、免許権者は	
		土交通大臣へ免許換えの申請をしなければならな	国土交通大臣となるため、免許換えの申請が必要	
		<i>γ</i> ₂ °	となる。しかし、「事務所」は、①本店、②宅建業	×
			を行う支店、③(i)継続的に業務を行うことができ	^
			る施設を有する場所で、かつ(ii)宅建業に係る契約	
			を締結する権限を有する使用人を置くところをい	
			い、本問のような案内所は、「事務所」に含まれな	
			い。よって免許換えの申請は必要ない。	
31	9	甲県知事から免許を受けている宅地建物取引業者	建設業のみを営み、宅建業を行わない支店は「事務	
		A (法人) が、乙県内で建設業を営んでいる法人B	所」に該当しない。よって、免許換えの申請も不要。	
		(事務所 1) を吸収合併して、B の事務所を A の		0
		支店とし、そこで建設業のみを営む場合、A は、国		
		土交通大臣へ免許換えの申請をする必要はない。		

● 宅地建物取引業者名簿と変更の届出

32	30	いずれも宅地建物取引士ではないDとEが宅地建	常勤・非常勤に関係なく、役員の氏名は宅地建物取	
		物取引業者 F 社の取締役に就任した。 D が常勤、	引業者名簿への登載事項であり、役員に変更が生	×
		E が非常勤である場合、F 社は D についてのみ役	じた場合は、変更の届出が必要。	^
		員の変更を免許権者に届け出る必要がある。		
33	21	法人である宅地建物取引業者 A (甲県知事免許)	役員の住所は、氏名とは異なり名簿への登載事項	
		は、役員の住所について変更があった場合、その日	ではなく、変更が生じた場合も、変更の届出は不	×
		から 30 日以内に、その旨を甲県知事に届け出なけ	要。	^
		ればならない。		

34	14	A は、専任の宅地建物取引士として従事していた	専任の宅地建物取引士の氏名は、宅地建物取引業	
		宅地建物取引業者 B 社を退職し、宅地建物取引業	者名簿への登載事項であり、その変更が生じた場	
		者 C 社に専任の宅地建物取引士として従事するこ	合、30 日以内に届出が必要である。C 社は届出を	
		ととなり、B 社は宅地建物取引業者名簿登載事項	A の就任から 10 日後に行っており問題ないが、B	×
		の変更の届出を A の退職から半年後に、C 社は A	社は A の退職から半年後に行っているため、宅建	
		の就任から 10 日後に当該届出を行った場合、宅建	業法に違反する。	
		業法の規定に違反しない。		
35	24	宅地建物取引業者 C 社 (甲県知事免許) の主たる	D 死亡後も主たる事務所では、5 人に 1 人以上が	
		事務所の専任の宅地建物取引士 D が死亡した場	専任の宅建士であり、宅建士の設置義務は満たし	
		合、当該事務所に従事する者17名に対し、専任の	ている。しかし、専任の宅建士の氏名は宅地建物取	×
		宅地建物取引士 4 名が設置されていれば、C 社が	引業者名簿への登載事項であり、その変更が生じ	
		甲県知事に届出をする事項はない。	た場合は、30日以内に免許権者へ届出が必要。	
36	21	宅地建物取引業者 D (丙県知事免許) は、建設業の	兼業状況は宅建業者名簿への登載事項ではあるも	
		許可を受けて新たに建設業を営むこととなった場	のの、事後的に変更が生じた場合の届出は不要で	×
		合、D は当該許可を受けた日から 30 日以内に、そ	ある。	^
		の旨を丙県知事に届け出なければならない。		

● 免許証

● 廃業等の届出

37	16	宅地建物取引業者個人 (甲県知事免許) が死亡した場合、A の相続人は、A の死亡の日から 30 日以内に、その旨を甲県知事に届け出なければならない。	届出の期限は、「死亡の日」から 30 日以内ではなく、死亡の事実を知った日から 30 日以内である。	×
38	29	個人である宅地建物取引業者 E (甲県知事免許) が 死亡した場合、その相続人は、E の死亡を知った日 から30 日以内に、その旨を甲県知事に届け出なけ ればならず、免許はその届出があった日に失効す る。	免許の失効日は「届出があった日」ではなく、死亡 した日である。	×
39	22	免許を受けている個人 A が死亡した場合、相続人に A の免許は承継されないが、相続人は、A が生前に締結した契約に基づく取引を結了するための業務を行うことができるので、当該業務が終了した後に廃業届を提出すればよい。	「A が生前に締結した契約に基づく取引を結了するための業務を行うことができる」との点は正しい。しかしその場合でも、A の死亡を知った日から30 日以内に届出をする必要があり、「当該業務が終了した後に廃業届を提出すればよい」との記述は誤り。	×
40	24	宅地建物取引業者 G 社(甲県知事免許)は、宅地建物取引業者 H 社(国土交通大臣免許)に吸収合併され、消滅した。この場合、H 社を代表する役員 I は、当該合併の日から 30 日以内に G 社が消滅したことを国土交通大臣に届け出なければならない。	免許を受けている法人が合併により消滅する場合、当該消滅する法人(本間では G 社)の代表役員が届出をしなければならない。よって本間の、合併存続会社である H 社の代表役員が届出をしなければならないとの記述は誤り。	×

41	9	甲県知事から免許を受けている宅地建物取引業者	消滅会社である A の代表役員であった者が届出を	
		A (法人) が合併により消滅した場合、A の代表役	する点は正しいが、免許の失効日は「届出の時」で	
		員であった者は甲県知事にその旨の届出をしなけ	はなく、合併消滅時である。	×
		ればならないが、A の免許は、当該届出の時にその		
		効力を失う。		
42	26	法人である宅地建物取引業者が株主総会の決議に	届出をするのは、解散する法人の「代表する役員で	
		より解散することとなった場合、その法人を代表	あった者」ではなく、清算人である。	
		する役員であった者は その旨を当該解散の日か		×
		ら30日以内に免許を受けた国土交通大臣又は都道		
		府県知事に届け出なければならない。		
43	R2	宅地建物取引業者D社について破産手続開始の決	宅建業者が破産した場合、届出をするのは「代表す	
		定があった場合、D社を代表する役員は廃業を届	る役員」ではなく、破産管財人である。また、免許	
		け出なければならない。また、廃業が届け出られた	の失効の日は「破産手続開始の決定の日」ではな	×
		日にかかわらず、破産手続開始の決定の日をもっ	く、届出の日である。	
		て免許の効力が失われる。		

第5 無免許営業、名義貸しの禁止

44	22	免許を受けている個人 D が、自己の名義をもって	記述のとおり。	
		個人 E に宅地建物取引業を営ませる行為は、E が		
		免許を受けているとしても、宅地建物取引業法第		
		13条で禁止する名義貸しに該当する。		

●みなし業者

45	23	宅地建物取引業者の免許を取り消された者は、免	免許を取り消された者は、取消しの前に締結が完	
		許の取消し前に建物の売買の広告をしていれば、	了していた契約を結了する目的の範囲内において	
		当該建物の売買契約を締結する目的の範囲内にお	のみ、宅建業者とみなされる。本問のように、取消	×
		いては、なお宅地建物取引業者とみなされる。	しの前に広告をしていただけで、宅建業者とみな	
			されるものではない。	
46	22	免許を受けている法人 B が免許を受けていない法	免許は、合併や相続により承継することはできな	
		人 C との合併により消滅した場合、C は、B が消	い。本問のような、届出による免許の承継制度は存	
		滅した日から30日以内に、Bを合併した旨の届出	在しない。	×
		を行えば、B が受けていた免許を承継することが		
		できる。		
47	28	個人である宅地建物取引業者 E (丙県知事免許) が	一般承継人(相続人)は、死亡した宅建業者の締結	
		死亡した場合、E の一般承継人 F がその旨を丙県	済み契約に基づく取引に限り、宅地建物取引業者	
		知事に届け出た後であっても、Fは、Eが生前締結	とみなされ、免許がなくとも、当該取引を結了する	0
		した売買契約に基づく取引を結了する目的の範囲	ことが許される。	
		内においては、なお宅地建物取引業者とみなされ		

		3 .		
48	17	宅地建物取引業者である E (個人) が死亡し、その	相続人 F は、E が生前に締結した契約に基づく取	
		相続人 F が E の所有していた土地を 20 区画に区	引に限り、免許がなくとも、結了させることができ	
		画割りし、不特定多数の者に宅地として分譲する	る。他方で、本問のように、新たに宅地を分譲して	×
		場合、Fは免許を受ける必要はない。	売り出す宅地建物取引業を行う場合は、F自身が免	
			許を受ける必要がある。	

●国・地方公共団体、信託会社

49	14	A が、土地区画整理事業により造成された甲市所	甲市自体は、地方公共団体であるため、宅建業法が	
		有の宅地を、甲市の代理として売却する行為を繰	適用されず、免許を必要としない。しかし、甲市の	×
		り返し行う場合、A は免許を必要としない。	取引の代理又は媒介を業として行う者(本問では	^
			A)は免許が必要である。	
50	22	農地所有者が、その所有する農地を宅地に転用し	国及び地方公共団体であれば、免許は不要である。	
		て売却しようとするときに、その販売代理の依頼	しかし、農業協同組合は国又は地方公共団体には	
		を受ける農業協同組合は、これを業として営む場	該当せず、また他の免許が不要となる例外にも該	×
		合であっても免許を必要としない。	当しない。よって、宅地の販売代理を業として営む	
			宅地建物取引業を行うには、免許が必要である。	
51	R2	信託業法第3条の免許を受けた信託会社が宅地建	必要なのは、国土交通大臣の「免許」ではなく、国	
		物取引業を営もうとする場合には、国土交通大臣	土交通大臣への届出である。	×
		の免許を受けなければならない。		
52	21	国土交通大臣に宅地建物取引業を営む旨の届出を	信託会社には、免許に関する規定以外の宅建業法	
		している信託業法第3条の免許を受けた信託会社	は適用される。よって、指示処分を受けることもあ	
		は、宅地建物取引業の業務に関し取引の関係者に	る。	0
		捐害を与えたときは、指示処分を受けることがあ		
		ప 。		
53	25	信託業法第3条の免許を受けた信託会社で宅地建	通常の宅建業者であれば、営業保証金を供託した	
		物取引業を営むものは、国土交通大臣の免許を受	旨の届出を免許権者に行わないと、免許を取り消	
		けた宅地建物取引業者とみなされるため、営業保	されることがある。しかし、信託会社の場合は、そ	
		証金を供託した旨の届出を国土交通大臣に行わな	もそも免許権者から宅建業免許を受けているわけ	×
		い場合は、国土交通大臣から免許を取り消される	ではなく、宅建業法の免許に関する規定は適用さ	
		ことがある。	れないため、免許を取り消されることはない。	

第3章 宅地建物取引士

		·	T	
54	16	宅地建物取引士Gは、宅地建物取引士証の有効期	宅建士とは、試験に合格し、登録を受けるだけでな	
		間内に更新をせず、有効期間の満了日から 2 週間	く、さらに宅建士証の交付を受けた者をいう。本問	
		後に宅地建物取引士証の交付を受けた。その2週	のように、有効期間が満了し宅建士証が失効して	
		間の間に G に重要事項説明を行わせた宅地建物取	いる間は、Gは宅建士ではない。そのため、宅建業	0
		引業者 H 社は業務停止処分を受けることがある。	者Hは、宅建士でない者に重要事項説明を行わせ	
			たことになるため、宅建業法違反として業務停止	
			処分の対象になりうる。	
55	20	Xは、甲県で行われた宅地建物取引士資格試験に合	登録の申請は、居住地の知事ではなく、受験地の知	
		格した後、乙県に転居した。その後、登録実務講習	事に対して行う。	×
		を修了したときは、乙県知事に対し登録を申請す		^
		ることができる。		
56	11	宅地建物取引士 B が、甲県知事の宅地建物取引士	登録の移転をした後に登録が消除され、再度登録	
		資格試験に合格し、同知事の登録を受けた。その	を受ける場合も、受験地 (本問では甲県) の知事に	
		後、Bが乙県知事への登録の移転を受けた後、乙県	登録を申請しなければならない。	×
		知事に登録を消除され、再度登録を受けようとす		^
		る場合、Bは、乙県知事に登録の申請をすることが		
		できる。		
57	9	甲県知事の登録を受けている A は、甲県知事に対	宅建土証の有効期間が 5 年という点は正しいが、	
		して宅地建物取引士証の交付を申請することがで	登録は期間の制限がなく、消除されない限り一生	×
		きるが、A の登録及び宅地建物取引士証の有効期	有効である。	^
		間は、5年である。		

●登録するための要件となる実務経験

58	20	宅地建物取引士資格試験に合格した者で、宅地建	「都道府県知事」ではなく、国土交通大臣がその実	
		物の取引に関し 2 年以上の実務経験を有するも	務経験を有するものと同等以上の能力を有すると	
		の、又は都道府県知事がその実務経験を有するも	認めたものは、登録を受けることができる。	×
		のと同等以上の能力を有すると認めたものは、登		
		録を受けることができる。		
59	R1	宅地建物取引士資格試験に合格した者は、宅地建	宅建士の登録に際して、2年以上の実務経験を有し	
		物取引に関する実務の経験を有しない場合でも、	ない者は、登録実務講習を受けなければならず、こ	
		合格した日から 1 年以内に登録を受けようとする	れは必須である。合格した日から 1 年以内の場合	×
		ときは、登録実務講習を受講する必要はない。	に免除されるのは、宅建士証の交付を受けるため	
			に必要な講習である。	

● 欠格事由

表①

60	14	宅地建物取引士が破産手続開始の決定を受けた者	破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者は登	
		となり、自ら登録の消除を申請した場合、復権を得	録をすることができないが、復権を得ている者は	
		てから 5 年を経過しなければ、新たに登録をする	登録をすることができる。よって、「復権を得てか	×
		ことはできない。	ら 5 年を経過しなければ」登録することができな	
			いとの記述は誤りである。	

表④

61	23	宅地建物取引士が、刑法第 204 条の傷害罪により	傷害罪により罰金刑に処せられた場合、刑の執行	
		罰金の刑に処せられ、登録が消除された場合は、当	が終了してから 5 年を経過していない者は登録を	
		該登録が消除された日から5年を経過するまでは、	受けることができない。本問のように、「当該登録	×
		新たな登録を受けることができない。	が消除された日」が 5 年の起算点となるものでは	
			ない。	

表⑤

9	宅地建物取引業者 C (法人) が、不正の手段により	聴聞の期日及び場所の公示日前60日以内に、免許	
	免許を受けたとして免許を取り消された場合、当	取消処分を受けた法人の役員であった者は、免許	
	該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前日	取消処分の日から 5 年を経過しなければ、宅建士	0
	に C の役員であった D は、取消しの日から 5 年を	の登録を受けることができない。	
	経過しなければ、登録を受けることができない。		
23	不正の手段により免許を受けたとしてその免許の	宅建業者である法人が不正の手段により免許を受	
	取消しを受けた法人において役員ではない従業者	けたとしてその免許の取消処分を受けた場合、そ	
	であった者は、当該免許取消しの日から 5 年を経	の役員であった者は、宅建士登録の制限を受ける	
	過しなければ、登録を受けることができない。	可能性があるが、本問では、役員ではなく「従業者」	×
		であった者であるため、所属先の法人の免許取消	
		処分は、かかる従業者個人の宅建士登録の欠格事	
		由とはならない。	
		免許を受けたとして免許を取り消された場合、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前日に C の役員であった D は、取消しの日から 5 年を経過しなければ、登録を受けることができない。 23 不正の手段により免許を受けたとしてその免許の取消しを受けた法人において役員ではない従業者であった者は、当該免許取消しの日から 5 年を経	 免許を受けたとして免許を取り消された場合、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前日にCの役員であったDは、取消しの日から5年を経過しなければ、登録を受けることができない。 不正の手段により免許を受けたとしてその免許の取消しを受けた法人において役員ではない従業者であった者は、当該免許取消しの日から5年を経過しなければ、登録を受けることができない。 であった者は、当該免許取消しの日から5年を経過しなければ、を建業者である法人が不正の手段により免許を受けたとしてその免許の取消処分を受けた場合、その役員であった者は、当該免許取消しの日から5年を経過しなければ、登録を受けることができない。 可能性があるが、本間では、役員ではなく「従業者」であった者であるため、所属先の法人の免許取消処分は、かかる従業者個人の宅建士登録の欠格事

表6

64	23	未成年者は、成年者と同一の行為能力を有してい	宅建業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力	
		たとしても、成年に達するまでは宅地建物取引士	を有しない未成年者は登録を受けることができな	
		の登録を受けることができない。	い。他方で、法定代理人から許可を得ることで、宅	×
			建業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を	
			有する未成年者は、登録を受けることができる。	

表(7)

65	18	宅地建物取引士 A は、不正の手段により登録を受けたとして、登録の消除の処分の聴聞の期日及び場所が公示された後、自らの申請によりその登録が消除された場合、当該申請に相当の理由がなくとも、登録が消除された日から 5 年を経ずに新たに登録を受けることができる。	登録の消除処分の聴聞の期日及び場所の公示日以降に、相当の理由なく自ら登録の消除を申請した者は、その申請に相当の理由がない限り、申請に基づき登録が消除された日から 5 年は登録を受けることができない。	×
66	9	宅地建物取引士 B が、宅地建物取引士として行う 事務に関し不正な行為をし、平成 8 年 5 月 1 日か ら 6 月間の事務の禁止の処分を受け、同年 6 月 1 日に登録の消除の申請をして消除された場合、B は、同年 12 月 1 日以降でなければ登録を受けるこ とができない。	宅建士が事務の禁止処分を受け、その禁止期間中に本人からの申請により登録が消除された場合、かかる事務の禁止期間が満了するまでは、登録を受けることができない。本問では、事務の禁止期間は10月31日に満了するため、11月1日以降は登録を受けることができる。	×
67	22	甲県知事から宅地建物取引士証の交付を受けている者が、宅地建物取引士としての事務を禁止する 処分を受け、その禁止の期間中に本人の申請により登録が消除された場合は、その者が乙県で宅地 建物取引士資格試験に合格したとしても、当該期間が満了しないときは、乙県知事の登録を受ける ことができない。	宅建士が事務の禁止処分を受け、その禁止期間中に本人からの申請により登録が消除された場合、かかる事務の禁止期間が満了していない間は、たとえ他県で試験に合格しても、登録を受けることはできない。	0

第3 宅地建物取引士資格登録簿と変更の登録

68	28	宅地建物取引士の氏名等が登載されている宅地建	記述のとおり。	
		物取引士資格登録簿は一般の閲覧に供されること		
		はないが、専任の宅地建物取引士は、その氏名が宅		0
		地建物取引業者名簿に登載され、当該名簿が一般		
		の閲覧に供される。		
69	21	宅地建物取引士の登録を受けている者が本籍を変	本籍は宅地建物取引士資格登録簿への登載事項で	
		更した場合、遅滞なく、登録をしている都道府県知	あり、事後的に変更が生じた場合は、遅滞なく、変	
		事に変更の登録を申請しなければならない。	更の登録を申請しなければならない。なお参考ま	0
			でに、本籍は、宅建士証への記載事項ではないた	
			め、宅建士証の書換え交付申請は不要。	
70	22	登録を受けている者は、宅地建物取引士証の交付	宅建士証の交付の有無にかかわらず、住所を含む	
		を受けていない場合は、その住所に変更があって	特定の事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更	×
		も、登録を受けている都道府県知事に変更の登録	の登録を申請しなければならない。	^
		を申請する必要はない。		

71	16	宅地建物取引士Cが、宅地建物取引業者D社を退	従事している宅建業者の情報は宅地建物取引士資	
		職し、宅地建物取引業者E社に就職したが、Cは	格登録簿への記載事項であり、変更が生じた場合	
		D 社及び E 社においても専任の宅地建物取引士で	は、専任であるか否かにかかわらず、遅滞なく、変	×
		はないので、宅地建物取引士資格登録簿の変更の	更の登録を申請しなければならない。	
		登録は申請しなくてもよい。		
72	5	宅地建物取引士 A が宅地建物取引業者 B に勤務す	宅建業者 B は、事務所の所在地の変更について、	
		る場合において、B の事務所の所在地が変更にな	変更の届出が必要であるが、宅建士 A による変更	
		った場合、A は変更の登録の申請を、また、B は変	の登録の申請は不要である(宅地建物取引士資格	×
		更の届出をしなければならない。	登録簿には、従事している宅建業者の名称・商号、	^
			免許証番号が登載されるが、宅建業者の事務所の	
			所在地は登載事項ではないため)。	
73	R1	宅地建物取引業者A (甲県知事免許) に勤務する宅	宅建士が、従事している宅建業者を変更をした場	
		地建物取引士 (甲県知事登録) が、宅地建物取引業	合、その商号等について変更の届出が必要となる	
		者B(乙県知事免許)に勤務先を変更した場合は、	が、届け出る先は、自身が登録をしている都道府県	×
		乙県知事に対して、遅滞なく勤務先の変更の登録	知事 (本問では甲県知事) であり、変更後の勤務先	
		を申請しなければならない。	の都道府県知事(本問では乙県知事)ではない。	

第4 宅建士証と講習

74	20	甲県知事から宅地建物取引士証の交付を受けてい	記述のとおり。	
		る宅地建物取引士は、その住所を変更したときは、		
		遅滞なく、変更の登録の申請をするとともに、 宅		0
		地建物取引士証の書換え交付の申請を甲県知事に		
		対してしなければならない。		
75	6	宅地建物取引士は、勤務先を変更したとき、宅地建	書換え交付の申請が必要なのは、宅建士証の記載	
		物取引士証の書換え交付の申請を行わなければな	事項である氏名・住所に変更が生じた場合であり、	×
		らない。	勤務先は宅建士証への記載事項ではないので、書	^
			換え交付の申請は不要。	
76	19	丁県知事から宅地建物取引士証の交付を受けてい	「再交付された宅地建物取引士証」を返納するの	
		る宅地建物取引士が、宅地建物取引士証の亡失に	ではなく、再交付を受けることで失効済みの旧宅	
		よりその再交付を受けた後において、亡失した宅	建士証を、その交付を受けた知事に返納しなけれ	×
		地建物取引士証を発見したときは、速やかに、再交	ばならない。	
		付された宅地建物取引士証をその交付を受けた丁		
		県知事に返納しなければならない。		
77	10	甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士 A	事務禁止処分を受けたときは、宅建士証の提出が	
		が、宅地建物取引士として行う事務に関し不正な	必要である。しかし、提出先は、処分をした知事(乙	
		行為をしたとして、乙県知事から事務禁止処分を	県知事)ではなく、宅建士証の交付を受けた知事	×
		受けたときは、Aは、速やかに、宅地建物取引士証	(甲県知事)である。	
		を乙県知事に提出しなければならない。		

78	17	宅地建物取引士 A は、甲県知事から事務の禁止の	甲県知事は、宅建士から宅建士証の返還の請求を	
		処分を受け、宅地建物取引士証を甲県知事に提出	受けた場合は、直ちに返還をしなければならない。	
		したが、禁止処分の期間が満了した場合は、返還の	本問の「返還の請求がなくても」との記述は誤りで	×
		請求がなくても、甲県知事は、直ちに宅地建物取引	ある。	
		士証をAに返還しなければならない。		
79	30	宅地建物取引士は、事務禁止の処分を受けたとき	事務禁止の処分を受けたときは、宅建士証をその	
		は宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県	交付を受けた知事に速やかに「返納」ではなく、提	
		知事に提出しなくてよいが、登録消除の処分を受	出をしなければならない。よって本問は誤り。な	×
		けたときは返納しなければならない。	お、後半の登録消除の処分を受けたときに返納し	
			なければならないとの記述は正しい。	
80	14	Fは、宅地建物取引士として宅地の売買に係る法第	過去に提示したことがあるか否かにかかわらず、	
		37条の書面の交付を買主に対して行い、その際、	取引の関係者から請求があった場合は、宅建土証	
		買主から宅地建物取引士証の提示を求められた	の提示が必要である。	×
		が、法第35条の重要事項の説明を行う際に提示し		^
		ていたので、これを拒んだ場合、宅地建物取引業法		
		の規定に違反しない。		

●講習の受講

81	19	丙県知事から宅地建物取引士証の交付を受けてい	宅建士証の交付を受けるために受講が必要なの	
		る宅地建物取引士が、宅地建物取引士証の有効期	は、「国土交通大臣」の指定する講習ではなく、都	
		間の更新を受けようとするときは、丙県知事に申	道府県知事の指定する講習である。	×
		請し、その申請前 6 月以内に行われる国土交通大		
		臣の指定する講習を受講しなければならない。		
82	25	宅地建物取引士証の交付を受けようとする者(宅	講習は、交付の申請の「90 日前から 30 日前」では	
		地建物取引士資格試験合格日から 1 年以内の者又	なく、交付の申請前、6か月以内に行われるものを	
		は登録の移転に伴う者は除く。)は、都道府県知事	受講しなければならない。	×
		が指定した講習を、交付の申請の 90 日前から 30		
		日前までに受講しなければならない。		
83	23	宅地建物取引士資格試験に合格した日から 1 年以	記述のとおり。	
		内に宅地建物取引士証の交付を受けようとする者		\cap
		は、登録をしている都道府県知事の指定する講習		
		を受講する必要はない。		

第5 事後の変更

●登録の移転

84	29	甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士 A	登録先の都道府県と異なる都道府県に所在する宅	
		は、乙県に主たる事務所を置く宅地建物取引業者B	建業者の事務所に従事する場合、登録の移転を申	×
		の専任の宅地建物取引士となる場合、乙県知事に	請することができるが、登録を移転するか否かは	
		登録を移転しなければならない。	自由であり、義務ではない。	
85	29	宅地建物取引士 A (甲県知事登録) が、甲県から乙	自身の住所の変更を理由とした、登録の移転はで	
		県に住所を変更したときは、乙県知事に対し、登録	きない。登録の移転ができるのは、登録している都	×
		の移転の申請をすることができる。	道府県以外の都道府県に所在する宅建業者の事務	
			所に従事し又は従事しようとする場合である。	
86	18	甲県知事の登録を受け、乙県内の宅地建物取引業	事務の禁止期間中は、登録の移転はできない。	
		者の事務所に勤務している宅地建物取引士 A が甲		
		県知事から事務の禁止の処分を受け、その禁止の		
		期間が満了していないときは、A は宅地建物取引		×
		士としてすべき事務を行うことはできないが、Aは		
		乙県知事に対して、甲県知事を経由して登録の移		
		転の申請をすることができる。		
87	23	宅地建物取引業者 (甲県知事免許) に勤務する宅地	本記述は正しい。登録の移転に伴い発行される新	
		建物取引士 (甲県知事登録) が、乙県知事に登録の	宅建士証は、旧宅建士証の有効期間を引き継ぐも	
		移転の申請をするとともに宅地建物取引士証の交	のであり、新たに 5 年の有効期間の宅建土証が交	
		付の申請をした場合は、乙県知事は、登録後、移転	付されるわけではない。	0
		申請前の宅地建物取引士証の有効期間が経過する		
		までの期間を有効期間とする宅地建物取引士証を		
		交付しなければならない。		
88	15	甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士 A	事務の禁止処分期間中は登録の移転はできない	
		は、乙県知事から事務の禁止処分を受けたが、乙県	が、当該禁止期間が満了すれば、登録の移転をする	
		内に所在する宅地建物取引業者 B の事務所の業務	ことができる。さらに、登録の移転は、移転前の知	
		に従事しているため、その禁止の期間が満了すれ	事を経由して、移転先の知事に申請することにな	0
		ば、甲県知事を経由して、乙県知事に登録の移転の	るため、この点も正しい。	
		申請をすることができる。		

●死亡等の届出

89	11	宅地建物取引士の登録を受けている者が死亡した	「死亡した日」から30日以内ではなく、死亡の事	
		場合、その相続人は、死亡した日から 30 日以内に	実を知った日から30日以内である。	×
		登録をしている都道府県知事に届出をしなければ		^
		ならない。		
90	15	甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士 A	宅建士の場合は、「破産管財人」ではなく、本人が	
		が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	登録先の知事に届出を行う。なお参考までに宅建	
		に該当することとなったときは、破産手続開始の	業者の場合は、届出を行うのは破産管財人である。	×
		決定を受けた日から 30 日以内に A の破産管財人		
		が甲県知事にその旨を届け出なければならない。		
91	28	宅地建物取引士が心身の故障により宅地建物取引	本届出の期限は、「3月以内」ではなく、30日以内	
		士の事務を適正に行うことができない者として国	である。なお、届出義務者の範囲(本人、法定代理	
		土交通省令で定める者になったときは、本人、法定	人又は同居の親族)は正しい。	×
		代理人又は同居の親族は、3月以内に、その旨を登		^
		録をしている都道府県知事に届け出なければなら		
		ない。		
92	R2'	登録を受けている者が精神の機能の障害により宅	本人も届け出ることができるし、法定代理人及び	
		地建物取引士の事務を適正に行うに当たって必要	同居の親族も届け出ることができる。	
		な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで		×
		きない者となった場合、本人がその旨を登録をし		
		ている都道府県知事に届け出ることはできない。		

第2章及び第3章の総合問題

- 93 8 甲県に本店を、乙県に支店を設けて国土交通大臣 免許を受けている宅地建物取引業者 A は、甲県知 事の登録を受けている宅地建物取引士 B を本店の 専任の宅地建物取引士として従事させている。こ の場合に関する次の記述のうち、宅地建物取引業 法の規定によれば、正しいものはどれか。
 - 1. A が商号又は名称を変更した場合には、A はその旨を甲県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならず、B は甲県知事に変更の登録を申請しなければならない。
 - 2. Bが住所を変更した場合には、Aはその旨を甲県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならず、Bは甲県知事に変更の登録を申請しなければならない。
 - 3. B が支店の専任の宅地建物取引士になった場合には、A はその旨を甲県知事を経由して国土 交通大臣に届け出なければならず、B は甲県知事に変更の登録を申請しなければならない。
 - 4. A が本店を廃止し、乙県内にのみ事務所を有することとなった場合には、A は国土交通大臣に免許換えの申請をしなければならないが、B は乙県知事に登録の移転の申請をする必要はない。

1が正しく、それ以外は誤り。

1について、宅建業者の商号又は名称は宅建業者 名簿への登載事項であり、変更が生じた場合、宅建 業者は変更の届出が必要である。そして、その申請 先は免許権者であるが、免許権者が国土交通大臣 の場合は、主たる事務所の所在地を管轄する都道 府県知事を経由して行う。また、宅建士の勤務先の 宅建業者の名称又は商号は宅建士資格登録簿の登 載事項であり、変更が生じた場合、宅建士は変更の 登録を申請する必要がある。よって本肢は正しい。 2 について、「A はその旨を甲県知事を経由して国 土交通大臣に届け出なければならず」との点は誤 り。宅建士の住所は宅建業者名簿への登載事項で はなく、変更の届出は不要。なお、「B は甲県知事 に変更の登録を申請しなければならない」との点 は正しい。宅建士の住所は、宅建士資格登録簿への 登載事項であり、変更が生じた場合は、変更の登録 の申請が必要。

3について、「A はその旨を甲県知事を経由して国 土交通大臣に届け出なければならず」との点は正 しい。事務所ごとに置かれる専任の宅建士の氏名 は宅建業者名簿への登載事項であり、本問では B は本店から支店に従事先が変更されたので、変更 の届出が必要になる。もっとも、「B は甲県知事に 変更の登録を申請しなければならない」との点は 誤り。宅建士資格登録簿には勤務先の宅建業者の 商号・名称等を記載するが、支店であるか本店であ るかの区別は登載事項ではないため、変更の登録 は不要。

4について、A が乙県内にのみ事務所を有することとなった場合、免許権者は乙県知事となる。この場合、免許換えの申請は、変更後の免許権者である乙県知事に対して行う。よって国土交通大臣に申請するとの記述は誤りである。なお、B は登録の移転の申請をする必要はないとの点は正しい。登録の移転は義務ではない。

全体版はオンラインショップ「Tokyo Joe の本棚」へ

https://tokyojoe.base.shop/

● 宅建マスター講座







合格に必要な知識を 49 ページに凝縮し、対応する解 説動画を収録しました。マスター講座には、対応する 動画のリンク一覧表が含まれていますので、すべて の動画を何度でも視聴いただけます。

また、マスター講座に対応する一問一答の問題集も 用意しました。テキストの各見出しごとに対応する 問題を整理し並べていますので、効率よくアウトプットすることができます。問題数もたっぷり 1308 問。マスター講座と並行してこの一問一答を解くことで効率が爆上がり。講座と一問一答のセット商品と、ばら売りの両方を用意しています。初学者、リベンジ組でスタートダッシュをしたい方、忙しい社会人の方、試験直前期に全体を見返したい方、暗記用シートがほしい方、全ての方にお勧めの講座です。

● 本番に効く過去問模試



知識×現場力=合格力

現場力の向上にフォーカスした過去問模試セットです。合格には知識だけでなく、現場力が必要です。分からない問題が出た時にどう対応すべきか。Tokyo Joe の思考過程を赤裸々に記載した問題解説を読み、現場力を向上させてください。宅建マスター講座と組み合わせれば効果絶大です。

● Q&A暗記シート(数字編)



絶対的な暗記が必要なもの、それは数字です。そこで、数字だけにフォーカスした Q&A 暗記シートを作成しました。テキストに出てくる数字を、Q&A の形に引き直しております。このシートをこなすことで、短時間で効率よく数字を暗記することが可能です。全26ページとコンパクトなシートを活用し、数字が出てきたら勝ったと思えるほど数字に自信をつけて下さい。